

内閣府副大臣
東日本大震災宮城現地対策本部長
末松義規 殿

平成23年8月5日

東日本大震災に関する 要 請 書

公明党宮城県本部

【要請の趣旨】

3月11日に発生した東日本大震災から間もなく5ヶ月が経とうとしています。この間政府はもとより現地対策本部におかれては、不眠不休で復旧・復興にあたってこられたことに感謝申し上げます。未だ課題は山積しているものの、県民の皆様は一致結束して復興に向けて歩み始めており、一步一步着実な足取りで新たな街づくりへ進んでいる状況です。

しかし未曾有の大震災が与えた壊滅的な被害の爪跡は深く、自力では再生不可能な被害規模や、今後の膨大な復興作業を考える時、国・地方が一体となって長期的に取り組まなければならない、極めて困難な局面にあると思うものであります。

発災以来公明党宮城県本部所属の各議員は、被災現場の調査や自治体関係者等からの要望聴取にはじまり、避難所の開設と運営、炊き出しボランティア、救援物資の手配、仮設住宅の現況調査、農業・漁業の復興に関する調査活動、震災相談会の開設等といった、被災された方々に寄り添った活動を行うとともに、国に対する要望をはじめとして、各議会においては被災者の生活再建と地域経済の再生、新しい街づくりといった課題に対して具体的提言を重ねて参りました。

そうした活動の中で我々が痛感していることは、地方には地方の役割がありそれを実行する事を前提とした上で、国における迅速かつ強力で柔軟な支援がなければ、これ程の甚大な被害を被った被災地・被災者の再生はあり得ないということであり、今ほど国のリーダーシップのもとで、間断なき支援が必要とされている時はないということでもあります。

こうしたことから公明党宮城県本部としては、国に求める様々な復興支援の諸施策をまとめ、要請書として提出させて頂くことになりました。これら全ての項目は国による支援事業として、被災された方々の自立と復興、地域の再生のために欠くことの出来ないものであり、早期に実現して頂くことを強く求めるものであります。

【要請項目】

(1) 被災地の声を直接国へ

岩手、宮城、福島県知事を国会本会議場へ招き、政府への要望や現状について意見表明する場をつくり、被災者の切実な声が直接国へ伝わるような機会を設けて下さい。さらに被災地において常任、特別委員会の公聴会を開き、広く県民の意見を聴取する取り組みをお願いします。

(2) 原子力問題と健康調査

福島第1原発の事故による放射性物質の拡散で、宮城県下でも様々な影響が広がっています。福島県では「被災者・子ども健康基金」(962億円)がつけられました。宮城県民を対象にした仮称「みやぎ原子力安心健康基金」を創設し、県民の健康調査や子ども・妊婦へのフィルムバッジ貸与などを行って下さい。

(3) 原発関連仮払いの早期実施

先頃成立した原子力事故緊急措置法(仮払い早期救済法)によって、国が前面に出た被災者への賠償が可能になった。法の趣旨に則って対象者への仮払いが迅速に行われるよう進行管理に努力し、地方の事務負担が大きくなるよう配慮して下さい。

(4) がれき処理

国では処理費用について1割を地方が負担し後に交付税措置するとしているが、その負担が自治体にとって過重負担であることは明らかです。野党が提案する特別措置法案通りにがれき処理を「国の責務」と明記し、処理費を国による全額補助としてください。

(5) 仙台港の利用促進

東北唯一の特定重要港湾である仙台港の復旧は、被災地の本格復興には欠かせない重要課題です。しかし原発事故によって未だに外国船が入らない抜港が続き、海水が汚染しているという風評被害が残っています。国として仙台港の安全性を諸外国の関係機関に周知し、早期に震災前の利用状態へ回復させて下さい。

(6) 被災した失業者の収入対策

震災によって会社を解雇された被災者が、雇用保険を受給する期間の間においても、例えば復興関連の緊急雇用に就くことを認める等の特別措置を講じて下さい。

(7) 被災3県の製造業に対する節電率撤廃

本県の産業を牽引する製造業においては、電力15%削減とされることによって復興への支障になるとの声が出ています。加えて県産品の主力である蒲鉾製造業等も、工場が本格稼働するに当たって電力削減が非常に心配されています。復興を進めるためにも被災県においての節電を撤廃されるよう強く求めます。

(8) 防災集団移転事業

市町村が事業主体となる防災集団移転事業について、国が示す被災した土地の買い取り、用地取得、造成費等の上限設定額如何で、集団移転の進展と被災者の生活再建に大きく関わる事になります。国として県が設定する上限額を認め、事業が促進されるよう強く求めます。

(9) 宅地被害対策

仙台市を中心とした丘陵団地の宅地被害については、個人負担による復旧・再整備は事実上困難です。既存事業の交付率を格段にかさ上げするとともに、面積や戸数要件を緩和し、対応策を大幅に拡充して下さい。

(10) 生業への支援

災害救助法 23 条で「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」との規定があるが、これまで現金の支給実績はありません。昭和 22 年制定の同法が近代の大規模災害を想定したものでないことは明かであり、現代では生業への一定支援は地域経済再生と雇用の確保上必要な施策と考えます。よって基準額の見直しと運用への検討を行って下さい。

(11) 放射線セシウム汚染稲わら対策

肉牛の全頭検査体制を早急に確立し、安全が確認され次第速やかに出荷を再開し流通してください。また農家への補償金の支給と収入減少対策を構築し、規制値を超えた牛肉の買い上げと、出荷停止となった肉牛の買い上げも早期に決定して下さい。さらに国が汚染稲わらの処分方法、排泄物及び堆肥の処理方法を示し、これ以上の風評被害が拡大しないよう対策を講じて下さい。

(12) 医師の確保

全国からの応援医療チームが撤収したこともあり、被災者への巡回診療や小児科・産婦人科等において医師の確保が課題となっています。被災地への医師派遣対策の充足とともに、地域医療を支える医師確保対策について、人材・財政面での支援をして下さい。

(13) 二重ローン対策

被災企業や被災した個人の二重ローン対策として、新たな支援機構設立による救済策を早急に立ち上げ、再建の足かせである二重ローン問題の解決策を決定して下さい。

(14) 住宅再建支援の新制度

被災者の生活再建はイコール住宅の再建です。既存の被災者生活再建支援制度とは別に、新たな「被災者住宅再建支援制度」を創設し、住宅被害全般にわたる総合的かつきめ細かな対策を構築して下さい。

(15) 住宅の応急修理制度

災害救助法に基づく住宅応急修理制度は、52 万円を上限に修理費用を負担する制度ですが、金額が工事費用の実情に比べ低額で、被災者の個人負担が大きくなっている実情にあります。上限額を倍増させる改正を求めます。

(16) 企業誘致及び事業移転

被災地では多くの企業が事業の継続を断念しており、地方の雇用は瀕死の状態となっています。国においては本県への企業立地を支援するとともに、他県企業の一部事業移転支援や、製造ラインのアウトソース化を推し進め、雇用確保に取り組んで下さい。

(17) 雇用調整助成金の拡充

事業再開を望む企業が雇用の確保を行いやすくするため、支給割合を国の全額負担と改め、事業主の負担軽減策を拡充して下さい。

(18) 奨学金制度の拡充

震災によって家計が困窮する世帯が増加し、経済的理由から進学が困難になる児童・生徒等の増加が考えられる。高校から専修学校、大学に至るまでの一貫した無利子の奨学金制度をつくとともに、返済義務のない給付型奨学金制度を創設して下さい。

(19) 心のケア対策

被災児童等のメンタルケアについては、長期的、継続的な関わりが必要です。今後数年間にわたってスクールカウンセラーの派遣事業や教員加配事業が実施され、かつ児童相談所の心理士やソーシャルワーカー等の加配も継続されるよう求めます。

(20) 農地の買い上げ

地盤沈下に伴い今後の復旧が極めて難しいと思われる農地については、自治体の土地利用計画と連携し所有者との協議を重ねた上で、国による買い上げ等の財政支援の関与を求めます。

(21) 仮設による特養の設置

被災した介護施設からの利用者を受け入れるため、既存の高齢者施設が定員を超過し、利用者への負担を招いている状態です。防火上の課題を一定要件でクリアしたものについては、「仮設特養」としての利用を認め、施設が本復旧する間の受け皿確保を図って下さい。

(22) 民間介護施設の支援

社会福祉法人以外の民間の事業者が、国の補助を受けずに設置した認知症高齢者グループホームなどは、災害復旧事業の対象から外されています。ニーズが拡大する高齢者介護を支える同施設についても、国の災害復旧事業とするよう求めます。

(23) 専修・各種学校への支援

本県における専修学校及び各種学校は、専門的技術教育による即戦力の輩出や、若年失業者への再就職訓練機関として、各分野に大きく寄与しています。これら学校が被災学生支援として授業料の減免を行う場合、国として来年度以降も相応の予算措置をして下さい。

(24) 漁船・漁具支援

津波被害によって多くの漁船と漁具が流失している現状に鑑み、漁業者個人による漁具等の再購入については、新たな国庫補助制度を創設して下さい。

(25) 水産業の復旧策

水産業の再建のためには市場、冷凍冷蔵庫、加工施設、カキの処理場など陸上施設の復旧が不可欠です。1次補正での応急復旧に加えてさらなる支援が必要と考えます。国としてこうしたバックヤードを一括して助成する新たな制度を創設して下さい。

(26) 水産業復活への全面的支援

漁協が核となり漁船や定置網を一括整備する際、一次、二次補正において共同利用漁船等復旧支援対策事業を活用でき、補助率がかさ上げになっているとはいえ、沿岸市町村や漁協の財政基盤は脆弱で負担に耐えられません。縣市町村及び被災漁協等の負担軽減を全面的に支援する制度へ改正して欲しい。

(27) 補助要件の緩和

漁協等が養殖施設等共同利用施設を復旧整備する際、災害復旧事業では施設の経過年数を基に補助金が算定され、実際の復旧所要額と大きな乖離が生ずる場合が多いことから、実際の復旧所要額を対象とした補助としてください。

(28) 漁業施設への遡及措置の適用

二次補正以降に補助制度を拡充する際、生産適期に間に合うよう早期に復旧した施設への遡及措置によって、市町村及び漁協等への負担軽減を図ってください。

(29) 漁業者既往債務の解消

被災した漁業者が抱える既往債務については、返済や新たな借り入れが困難になっており、元金の償還及び利子支払いの一時猶予や償還期限の延長等、既往債務解消に向けた特別な措置を講じてください。

(30) 漁船建造・改造の許可事務の簡素化

漁船建造・改造を速やかに進めるためには、事務処理の簡素化により許可申請から許可までの期間を短縮させるため、国の許可を要する場合は県知事の代行制度をつくってください。

(31) 地盤沈下区域の土地利用

農地法、都市計画法等土地利用に係る関連法規制を除外する特区の設定と、国による地盤沈下区域の土地買い取り、かさ上げ整備について特区の設定をしてください。

(32) 漁港施設等の復旧・復興に必要な手続き等の緩和

漁港施設等の復旧・復興を行う際に必要となる漁港区域の変更、漁港施設等の財産処分の手続きに関する権限を地方公共団体に委嘱してください。また、漁港施設用地の利用について単独用地との換地によらず、補助用地を民間業者が利用できるようにする等、弾力的な運用を可能とってください。

(33) 通信機能の確保

震災発生直後から携帯電話網がダウンし、家族間の安否確認や行政による情報伝達手段までも絶たれた。今後も起こり得る大規模災害時に備え、国は通信確保のあり方についての方針を示すとともに、事業者に対する通信設備の耐震補強や回線の多重化を求め、災害時にも「つながる携帯電話網」を確立して下さい。

(34) 広域支援体制の確立

複数の都道府県にまたがるような広域災害時には、他の広域エリアからの支援が大変効果的です。国のイニシアチブによって平時からの広域相互支援体制を整えるべきと考えます。

(35) (仮称) 南三陸復興国立公園の設置

宮城の被災沿岸地域一帯は陸中海岸国立公園、南三陸金華山国定公園や、三つの県立自然公園と仙台湾海浜県自然環境保全地域などを擁する景勝の地です。水産振興や観光による地域活性化を推進するため、(仮称) 南三陸復興国立公園を設置してください。

(36) 震災・津波の先進学術機関設置

千年に一度と言われる巨大津波と大地震の発生を踏まえ、宮城に世界最先端の防災・地震・津波に関する研究機関を設置し、減災・支援・復興の実践的成果を世界に汎用するセンターを創立してください。